

◎ 暗号資産交換業者への準用等

【法令名】

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和4年4月20日 特別号外第45号 2ページ
【法令番号】	令和4年4月20日 法律第28号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	公布の日から起算して20日を経過した日〔令和4年5月10日〕から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<ol style="list-style-type: none">「暗号資産」について定義規定を設けることとした。(第6条関係)暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の支払等が、許可を受ける義務が課された支払等に該当しないか等を確認する義務を課することとした。(第17条の4関係)暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の本人確認義務を課することとした。 (第18条の6関係)一定の暗号資産に関する取引を資本取引とみなして、外国為替及び外国貿易法の規定を適用することとした。 (第20条の2関係)暗号資産交換業者が顧客等との間で資本取引に係る契約締結等行為を行う場合において、当該顧客等の本人確認義務を課することとした。(第22条の2関係)暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を媒介、取次ぎ又は代理する暗号資産交換業者の報告に係る規定を整備することとした。(第55条の3関係)
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）・資金決済法等一部改正法